

乗 入 れ 施 設 設 置 基 準

1. 基準の目的

この基準は、神戸市が管理する道路における歩道等の乗入れ施設の設置について、歩行者等の安全な通行の確保と、道路構造の保全のため、必要な事項を定めるものとする。

2. 用語の定義

この基準における用語の意義は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）及び道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（1）歩道等

歩道または自転車歩行者道をいう。

（2）歩行者等

歩行者または自転車をいう。

（3）乗入れ施設

自動車の通行を考慮した構造で整備された歩道等の部分をいう。

（4）道路外施設等

ガソリンスタンド、路外駐車場、工場、倉庫、車庫その他の自動車が出入りする道路外の施設または場所をいう。

（5）乗入れ幅

道路外施設等に出入りする自動車が通行する乗入れ施設の部分の幅をいう。

[→参考図－ 1 ～ 3 参照]

（6）回転軌跡図

自動車が最小回転半径で回転（旋回）する場合に、どのような軌跡を描いて走行するかを示す図をいう。

（7）まちづくり協定

神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例（昭和 56 年 12 月条例第 35 号）第 9 条の規定により締結された協定をいう。

（8）建築協定

神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例（平成 6 年 3 月条例第 51 号）第 34 条の規定により締結された協定をいう。

3. 乗入れ施設設置の意義

歩道等は、歩行者等の安全な通行を確保するための施設であるので、自動車が、道

路外施設等に入出するため、経常的に歩道等を横断する場合は、この基準に定める乗入れ施設を設置しなければならない。

4. 設置数

- (1) 原則として、乗入れの対象となる道路外施設等ごとに1箇所とする。
- (2) 交通安全上その他の理由により乗入れ施設を分離する必要がある場合は、別途設置数を定めることができる。

この場合において、歩道等が歩行者等の安全な通行を確保するための施設であることを踏まえ、設置数は、合理的かつ必要最小限のものとすること。

5. 設置位置

- (1) 交通安全、道路管理等の観点から、特に支障がないと認められる場所に設置することができる。
- (2) 原則として、次に掲げる場所に設置してはならない。

①横断歩道及び前後5m以内の部分。

ただし、歩行者等が滞留する部分以外で、交通安全上特に支障がないと認められる場合を除く。

②トンネルの前後各50m以内の部分。

ただし、乗入れする自動車に対する視認性等から交通安全上特に支障がないと認められる場合を除く。

③バス停留所（停留所を表示する標柱又は表示板のみの場合は、その位置から各10m以内）及びバス停車帯の部分。

ただし、歩行者等が滞留する部分以外で、交通安全上特に支障がないと認められる場合を除く。

④地下道、地下鉄の出入口及び横断歩道橋の昇降口から5m以内の部分。

ただし、乗入れする自動車及び通過車両相互の視認性等から、交通安全上特に支障がないと認められる場合を除く。

⑤交差点及び交差点の側端または道路の曲がり角から5m以内の部分。

ただし、T字型交差点のつきあたりの部分や道路の交通量が少ない場合など、交通安全上特に支障がないと認められる場合を除く。

⑥橋の部分。

ただし、橋の構造上特に支障がないと認められる場合を除く。

⑦防護柵及び駒止めの設置されている部分。

ただし、防護柵等を撤去しても、交通安全上特に支障がないと認められる区間を除く。

⑧交通信号機、道路照明灯の移転を必要とする箇所。

ただし、施設の管理者が移転を認めた場合を除く。

6. 乗入れ幅

- (1) 乗入れる自動車の種類により別表を標準とする。
- (2) 自動車の構造、現地の地形・交通の状況等から別表により難しい場合は、自動車の回転軌跡図を考慮して、別途乗入れ幅を定めることができる。

この場合において、歩道等が歩行者等の安全な通行を確保するための施設であることを踏まえ、乗入れ幅は、合理的かつ必要最小限の幅とすること。

- (3) 同一敷地内で、やむを得ず並列複数台の自動車が乗入れする場合は、車庫等の幅以内で設置することができる。

7. 形状および構造

- (1) 乗入れ施設の構造は、この基準に示したほか、最新の標準構造図集（土木一般工事、神戸市土木技術管理委員会）による。
- (2) 乗入れ施設は、車道に対して 90 度の角度（乗入れ角度 90 度）で設置しなければならない〔→参考図－1～3 参照〕。

ただし、移設の困難な施設があるなど、やむを得ない場合で、交通安全上特に支障がない場合はこの限りでない。

- (3) 縦断方向にすり付ける構造の乗入れ施設を複数設置する場合（既存の乗入れ施設を改築する場合を含む。）は、乗入れ施設の設置により歩道等が波打たないよう、設置する乗入れ施設間の歩道等の高さ（乗入施設（すり付け部を除く。）の高さは同一とする〔→参考図－2 の(a) 参照〕。
- (4) 縦断方向にすり付ける構造の乗入れ施設の間隔が 10m 以上となる場合または隣接する民地等との高さ調整が困難な場合は、上記（3）の規定によらないことができる〔→参考図－2 の(b) 参照〕。
- (5) 道路移動等円滑化基準に合致するように整備された特定道路において、乗入れ施設を設置する場合は、道路移動等円滑化基準に合致するよう整備しなければならない。

8. まちづくり協定等

乗入れ施設の設置について制約を受けている、まちづくり協定、建築協定等（以下「協定等」という。）については、事前に調整し、協定等の関係者と十分協議の上、乗入れ施設を設置するものとする。

9. 適用期日

この基準は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

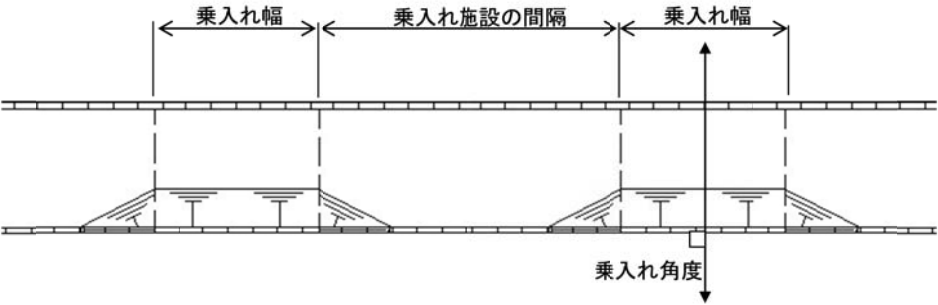
別表

型 式	乗入れる自動車の種類	乗入れ幅 (m以下)
I 種	軽自動車 小型自動車 小型特殊自動車 普通乗用自動車（乗車定員 10 人以下）	4.0
II 種	普通乗用自動車（乗車定員 11 人以上） 普通貨物自動車（最大積載重量 6.5t 未満）	6.0
III 種	普通貨物自動車（最大積載重量 6.5t 以上）	8.0

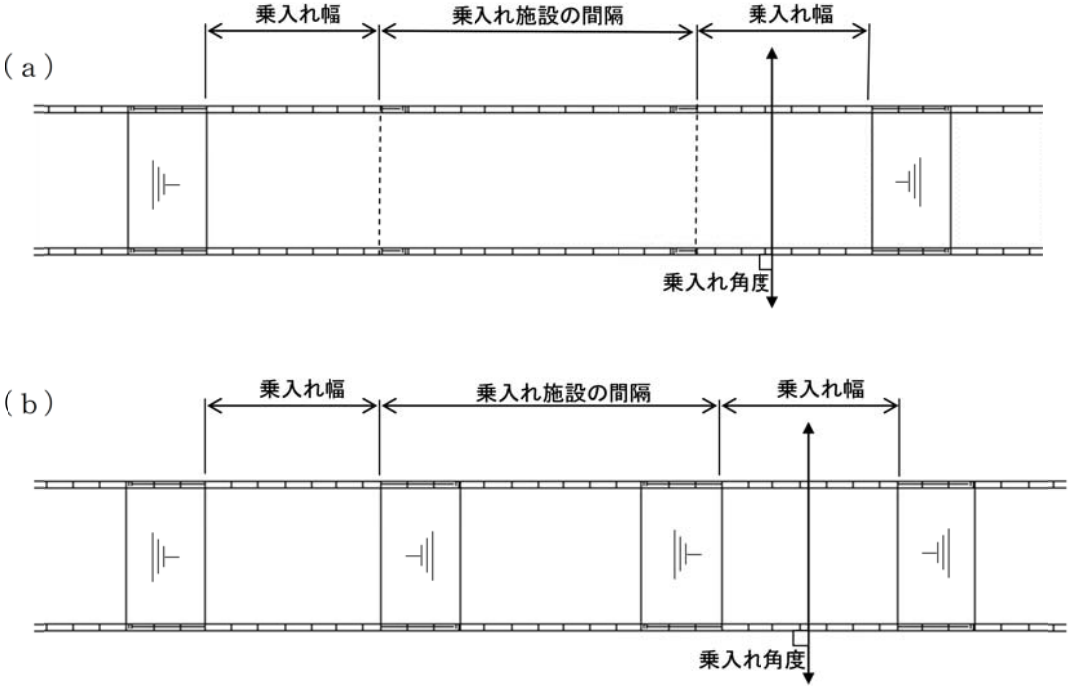
（備考）

1. 道路外施設等の用途・目的等により、通行の可能性のある自動車の種類を判断し、出入する車種の最大のものについて上表を適用する。
2. 乗入れ幅の数値は、乗入方向に直角方向の長さとする。
3. トレーラー又は大型特殊自動車が出入りする場合は、出入りする自動車の回転軌跡図を考慮して、乗入れ幅を別途決定する。
4. 普通乗用自動車とは、道路運送車両法に規定する普通自動車のうち、専ら人を運搬する構造の自動車をいう。
5. 普通貨物自動車とは、道路運送車両法に規定する普通自動車のうち、専ら貨物を運搬する構造の自動車をいう。

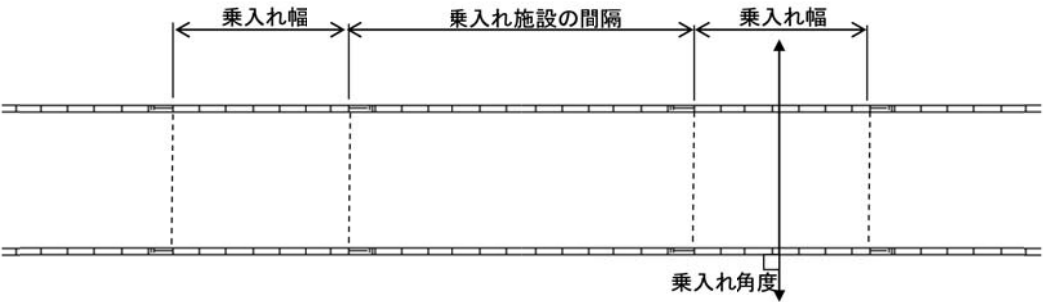
参考図－１ マウントアップ形式の歩道等で横断方向にすり付ける構造



参考図－２ マウントアップ形式の歩道等で縦断方向にすり付ける構造



参考図－３ セミフラット形式の歩道等の場合



注) 上記参考図は、「乗入れ幅」等を説明するためのものである。構造の詳細は、最新の標準構造図集による。なお、上記参考図と最新の標準構造図集が異なる場合は、最新の標準構造図集が優先する。